寒川町地域防災計画（地震災害対策計画）新旧対照表【案】

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正案</th><th>変更の必要性</th></tr>
<tr><td>P7</td><td>
～略～
第１章　総則
第３節　災害の想定
第１　前提条件
１　想定地震
本計画は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」（平成27年3月）に基づき、県が想定した地震のうち、町に最も影響を及ぼす「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」を前提とする。
<table>
<tr><th>想定地震名</th><th>ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ</th><th>県内最大震度</th><th>発生確率</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>東海地震</td><td>8.0</td><td>県西地域で震度6弱</td><td>南海トラフの地震は30年以内70～80%程度</td></tr>
<tr><td>南海トラフ巨大地震</td><td>9.0</td><td>県西地域で震度6弱</td><td>南海トラフの地震は30年以内70～80%程度</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
※発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：令和3年1月13日現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書
</td><td>
～略～
第１章　総則
第３節　災害の想定
第１　前提条件
１　想定地震
本計画は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」（令和7年3月~~平成27年3月~~）に基づき、県が想定した地震のうち、町に最も影響を及ぼす「都心南部直下地震」、「三浦半島断層群の地震」、「東海地震」、「南海トラフ巨大地震」、「大正型関東地震」を前提とする。
<table>
<tr><th>想定地震名</th><th>ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ</th><th>県内最大震度</th><th>発生確率</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>東海地震</td><td>8.0</td><td>県西地域で震度6弱</td><td>南海トラフの地震は30年以内~~70～~~80%程度</td></tr>
<tr><td>南海トラフ巨大地震</td><td>9.0</td><td>県西地域で震度6弱</td><td>南海トラフの地震は30年以内~~70～~~80%程度</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
※発生確率については「地震調査研究推進本部（文部科学省：令和7年1月15日~~令和3年1月13日~~現在）」、「中央防災会議首都直下地震モデル
</td><td>神奈川県地震被害想定調査報告書更新に伴う修正</td></tr>
</table>

	（内閣府：平成25年12月）」などによる評価 1　想定条件 火災被害等による被害が最大となり、防災関係機関が初動体制を取りにくい条件を想定している。 ～略～ 第２　想定結果 1　震度	検討会報告書（内閣府：平成25年12月）」などによる評価 1　想定条件 火災被害等による被害が最大となり、多くの人が帰宅途中の時刻で、防災関係機関が初動体制を比較的取りにくい条件を想定している。 ～略～ 第２　想定結果 1　震度	
P8	町では、都心南部直下地震では震度6弱、三浦半島断層群の地震では震度5強～6弱、東海地震では5弱～5強、南海トラフ巨大地震では震度5強、大正型関東地震では震度6強～7の揺れが想定された。	町では、都心南部直下地震では震度5強～6強~~6弱~~、三浦半島断層群の地震では震度5強～6強~~弱~~、東海地震では5弱～6弱~~5強~~、南海トラフ巨大地震では震度5弱～6弱~~5強~~、大正型関東地震では震度6強～7の揺れが想定された。	
	2　液状化	2　液状化	
P8	大正型関東地震において、低地での液状化危険度が高いと想定された。その他の地震では、液状化危険度は低いと想定された。	大正型関東地震において、~~低地での~~相模川沿いの一部では液状化危険度が極めて高いと想定された。その他の地震では、液状化危険度は低いと想定された。	
	3　被害 それぞれの想定地震における町の被害は、次のとおりである。	3　被害 それぞれの想定地震における町の被害は、次のとおりである。	

P8

被害想定結果

項目			想定地震	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
建物被害	全壊棟数		（棟）	90	20	10	10	4,630
	半壊棟数		（棟）	650	200	40	50	2,530
火災被害	出火件数		（件）	0	0	0	0	20
	焼失棟数		（棟）	0	0	0	0	1,260
死傷者数	死者数		（人）	*	0	0	0	210
	重症者数		（人）	*	*	0	0	140
	中等症者数		（人）	60	20	*	*	900
	軽症者数		（人）	110	40	10	10	890
避難者数	1日～3日		（人）	1,400	400	110	130	30,630
	4日目～1週間後		（人）	1,400	400	110	130	30,130
	1ケ月後		（人）	1,400	400	110	130	23,920
要配慮者	避難者	高齢者数	（人）	110	30	*	10	2,340
		要介護者数	（人）	30	*	*	*	650
	断水人口	高齢者数	（人）	0	0	0	0	3,450
		要介護者数	（人）	0	0	0	0	960
	家屋被害	高齢者数	（人）	190	60	10	20	2,070
		要介護者数	（人）	50	20	*	*	580
帰宅困難者数	直後		（人）	2,470	2,470	2,470	2,470	2,470
	1日後		（人）	0	0	0	0	2,470
	2日後		（人）	0	0	0	0	2,470
自力脱出困難者（要救助者）			（人）	*	0	0	0	1,200
ライフライン	上水道	断水人口（直後）	（人）	1,750	170	*	10	45,250
	下水道	機能支障人口	（人）	1,630	920	710	720	7,490
	都市ガス	供給停止件数	（戸）	0	0	0	0	4,530
	ＬＰガス	供給支障数	（戸）	140	0	0	0	290
	電力	停電件数	（軒）	28,480	50	50	50	28,480
	通信	不通回線数	（回線）	16,020	30	30	30	16,300
エレベーター停止台数			（台）	20	*	*	*	30
災害廃棄物量			（万トン）	3	1	*	*	96

※＊：わずか（計算上0.5以上10未満（ただし災害廃棄物量は0.5以上1t未満））
0：計算上0.5未満は0とした。

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）による。

～略～

被害想定結果

項目			想定地震	都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
建物被害	全壊棟数		（棟）	60~~90~~	10~~20~~	*~~10~~	*~~10~~	3,620~~4,630~~
	半壊棟数		（棟）	550~~650~~	210~~200~~	110~~40~~	120~~50~~	3,250~~2,530~~
火災被害	出火件数		（件）	0	0	0	0	20
	焼失棟数		（棟）	*~~0~~	*~~0~~	0	0	770~~1,260~~
死傷者数	死者数		（人）	0~~*~~	0	0	0	170~~210~~
	重症者数		（人）	0~~*~~	0~~*~~	0	0	70~~140~~
	中等症者数		（人）	30~~60~~	20	0~~*~~	0~~*~~	540~~900~~
	軽症者数		（人）	70~~110~~	40	20~~10~~	20~~10~~	680~~890~~
避難者数	1日～3日		（人）	3,070~~1,400~~	920~~400~~	150~~110~~	180~~130~~	22,800~~30,630~~
	4日目～1週間後		（人）	720~~1,400~~	280~~400~~	160~~110~~	180~~130~~	22,800~~30,130~~
	1ケ月後		（人）	710~~1,400~~	290~~400~~	160~~110~~	170~~130~~	11,440~~23,920~~
要配慮者	避難者 1日～3日目	高齢者数	（人）	990~~110~~	290~~30~~	30~~*~~	30~~10~~	7,440~~2,340~~
		要介護者数	（人）	140~~30~~	40~~*~~	*	*	1,050~~650~~
	断水人口 1日～3日目	高齢者数	（人）	2,360~~0~~	700~~0~~	800~~0~~	110~~0~~	14,010~~3,450~~
		要介護者数	（人）	330~~0~~	100~~0~~	10~~0~~	20~~0~~	1,980~~960~~
	家屋被害	高齢者数	（人）	550~~190~~	190~~60~~	50~~10~~	60~~20~~	5,840~~2,070~~
		要介護者数	（人）	80~~50~~	30~~20~~	*	*	820~~580~~
帰宅困難者数	直後		（人）	7,790~~2,470~~	7,790~~2,470~~	7,790~~2,470~~	7,790~~2,470~~	7,790~~2,470~~
	1日後		（人）	1,480~~0~~	620~~0~~	*~~0~~	*~~0~~	5,290~~2,470~~
	2日後		（人）	1,430~~0~~	570~~0~~	*~~0~~	*~~0~~	5,050~~2,470~~
自力脱出困難者（要救助者）			（人）	*	*~~0~~	*~~0~~	*~~0~~	1,010~~1,200~~
ライフライン	上水道	断水人口（直後）	（人）	7,800~~1,750~~	2,300~~170~~	260~~*~~	360~~10~~	46,320~~45,250~~
	下水道	機能支障人口	（人）	1,540~~1,630~~	1,230~~920~~	670~~710~~	670~~720~~	9,650~~7,490~~
	都市ガス	供給停止件数	（戸）	*~~0~~	*~~0~~	*~~0~~	*~~0~~	5,650~~4,530~~
	ＬＰガス	供給支障数	（戸）	140	30~~0~~	*~~0~~	*~~0~~	270~~290~~
	電力	停電件数	（軒）	210~~28,480~~	40~~50~~	20~~50~~	20~~50~~	30,550~~28,480~~
	通信	不通回線数	（回線）	130~~16,020~~	20~~30~~	10~~30~~	10~~30~~	17,320~~16,300~~
エレベーター停止台数			（台）	*~~20~~	10~~*~~	10~~*~~	10~~*~~	50~~30~~
災害廃棄物量			（万トン）	*~~3~~	*~~1~~	*	*	80~~96~~

※＊：~~わずか（~~計算上1~~0.5~~以上10未満~~（ただし災害廃棄物量は0.5以上1t未満））~~
~~0：計算上0.5未満は0とした。~~

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7~~平成27~~年3月）による。

～略～

神奈川県地震被害想定調査報告書更新に伴う修正

第２章　災害に強い組織・ひとづくり

第２章　災害に強い組織・ひとづくり

<table>
<tr>
<td>P19</td>
<td>第１節　防災知識の普及・啓発
第１　町民への普及・啓発
１　防災知識の普及・啓発
町は、（略）、町ホームページ等（メール、ツイッター、LINE）への防災情報の掲載、（略）。
～略～</td>
<td>第１節　防災知識の普及・啓発
第１　町民への普及・啓発
１　防災知識の普及・啓発
町は、（略）、町ホームページ等（メール、X~~ツイッター~~、LINE）への防災情報の掲載、（略）。
～略～</td>
<td>誤記</td>
</tr>
<tr>
<td>P36

P38</td>
<td>第4章　災害時応急活動事前対策
第1節　情報の収集・供給体制の充実
第１　情報の収集・提供体制の充実
（略）
１　情報受伝達体制の整備
（１）　（略）
（２）　町民への周知
町は、メール配信サービスの登録促進、SNS（LINE、ツイッター、フェイスブック等）を活用した防災情報の伝達等について、町民に周知する。
～略～
第２節　災害対策本部機能の強化
●対策の体系と担当
<table>
<tr><th>項目</th><th>町担当</th><th>関係機関</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　業務継続体制の確保</td><td>財産管理課、町民安全課</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>第4章　災害時応急活動事前対策
第1節　情報の収集・供給体制の充実
第１　情報の収集・提供体制の充実
（略）
１　情報受伝達体制の整備
（１）　（略）
（２）　町民への周知
町は、メール配信サービスの登録促進、SNS（LINE、X~~ツイッター~~、フェイスブック等）を活用した防災情報の伝達等について、町民に周知する。
～略～
第２節　災害対策本部機能の強化
●対策の体系と担当
<table>
<tr><th>項目</th><th>町担当</th><th>関係機関</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　業務継続体制の確保</td><td>資産経営課、総務課~~財産管理課~~、町民安全課</td><td></td></tr>
</table>
</td>
<td>誤記

行政組織見直しに伴い修正が必要なため</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">P44</td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
～略～
第５節　避難対策
第１　広域避難場所の確保及び整備
１　広域避難場所の確保
町は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、地域特性、過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、…（略）…。
～略～
</td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
～略～
第５節　避難対策
第１　広域避難場所の確保及び整備
１　広域避難場所の確保
町は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、地域特性、過去の教訓、想定される災害、~~新型コロナウイルス感染症を含む~~感染症対策等を踏まえ、…（略）…。
～略～
</td><td>文章の簡略化</td></tr>
<tr><td>P50</td><td>
第８節　文教対策
●対策の体系と担当
<table>
<tr><td>項目</td><td>町担当</td><td>関係機関</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　施設管理者との連携</td><td>町民安全課、学校教育課、教育施設給食課</td><td></td></tr>
<tr><td>第３　文化財の保護</td><td>教育政策課</td><td></td></tr>
</table>
～略～
</td><td>
第８節　文教対策
●対策の体系と担当
<table>
<tr><td>項目</td><td>町担当</td><td>関係機関</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>第２　施設管理者との連携</td><td>町民安全課、学校教育課、教育施設給食課（寒川学校給食センター）</td><td></td></tr>
<tr><td>第３　文化財の保護</td><td>生涯学習課~~教育政策課~~</td><td></td></tr>
</table>
～略～
</td><td>行政組織見直しに伴い修正が必要なため</td></tr>
<tr><td>P52</td><td>
第９節　緊急輸送対策
●対策の体系と担当
<table>
<tr><td>項目</td><td>町担当</td><td>関係機関</td></tr>
</table>
</td><td>
第９節　緊急輸送対策
●対策の体系と担当
<table>
<tr><td>項目</td><td>町担当</td><td>関係機関</td></tr>
</table>
</td><td>行政組織見直しに伴い修</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第２　緊急車両の確保等</td><td>財産管理課、町民安全課</td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
～略～
</td>
<td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第２　緊急車両の確保等</td><td>総務課~~財産管理課~~、町民安全課</td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>
～略～
</td>
<td>正が必要なため</td>
</tr>
<tr>
<td>P62</td>
<td>
第５章　災害時応急活動対策
第１節　災害対策本部等の組織体制
第１～第２　（略）
第３　配備体制の確立
１　配備体制
町の配備体制は、次のとおりである。
<table>
<tr><td>区分</td><td>種別</td><td>配備体制</td><td>配備時期</td></tr>
<tr><td>災害対策本部設置前</td><td>事前配備</td><td>災害対策本部員は参集するものとし、地震情報を町民に対して周知する。
情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。</td><td>①町域で震度4を記録したとき。
②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
③その他状況により必要があるとき。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第５章　災害時応急活動対策
第１節　災害対策本部等の組織体制
第１～第２　（略）
第３　配備体制の確立
１　配備体制
町の配備体制は、次のとおりである。
<table>
<tr><td>区分</td><td>種別</td><td>配備体制</td><td>配備時期</td></tr>
<tr><td>災害対策本部設置前</td><td>事前配備</td><td>災害対策本部事務局~~災害対策本部員~~は参集するものとし、地震情報を町民に対して周知する。
情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。また、災害対策本部員は、必要に</td><td>①町域で震度4を記録したとき。
②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
③その他状況により必要があるとき。</td></tr>
</table>
</td>
<td>過去の災害を鑑み、配備体制を修正</td>
</tr>
</table>

災害対策本部設置後	第１号配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	町内に局地的な災害が発生し又は発生するおそれが高いときで、本部長が必要であると認めたとき。
	第２号配備	①第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制とする。 ②第1号配備体制で動員された班にあっては、班員の全員を動員する。	町の広い地域に災害が拡大し又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要であると認めたとき。
	第３号配備	要員の全員をもって当たる完全な体制とし、状況により各班も直ちに活動ができる体制とする。	①町の全域に災害が発生したとき。 ②町域で震度5弱を記録したとき。 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表さ

		応じて参集する。	
災害対策本部設置後	第１号配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	①町内に局地的な災害が発生し又は発生するおそれが高いときで、本部長が必要であると認めたとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
	第２号配備	①第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制とする。 ②第1号配備体制で動員された班にあっては、班員の全員を動員する。	①町の広い地域に災害が拡大し又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要であると認めたとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
	第３号配備	要員の全員をもって当たる完全な体制とし、状況により各班も直ちに活動ができる体制とする。	①町の全域に災害が発生したとき。 ②町域で震度5弱以上を記録したとき。 ~~③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表さ~~

			れたとき ④その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

～略～

第４　職員の動員・配備

～略～

			~~れたとき~~ ③~~④~~その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

～略～

第４　職員の動員・配備

～略～

P63	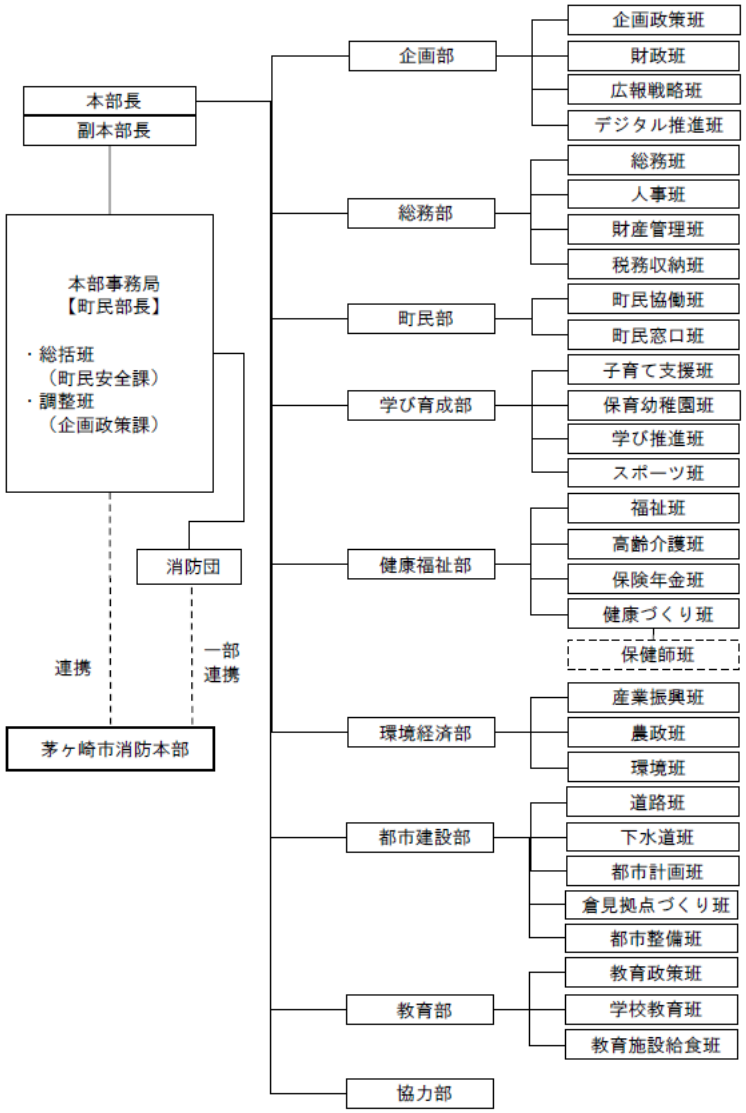	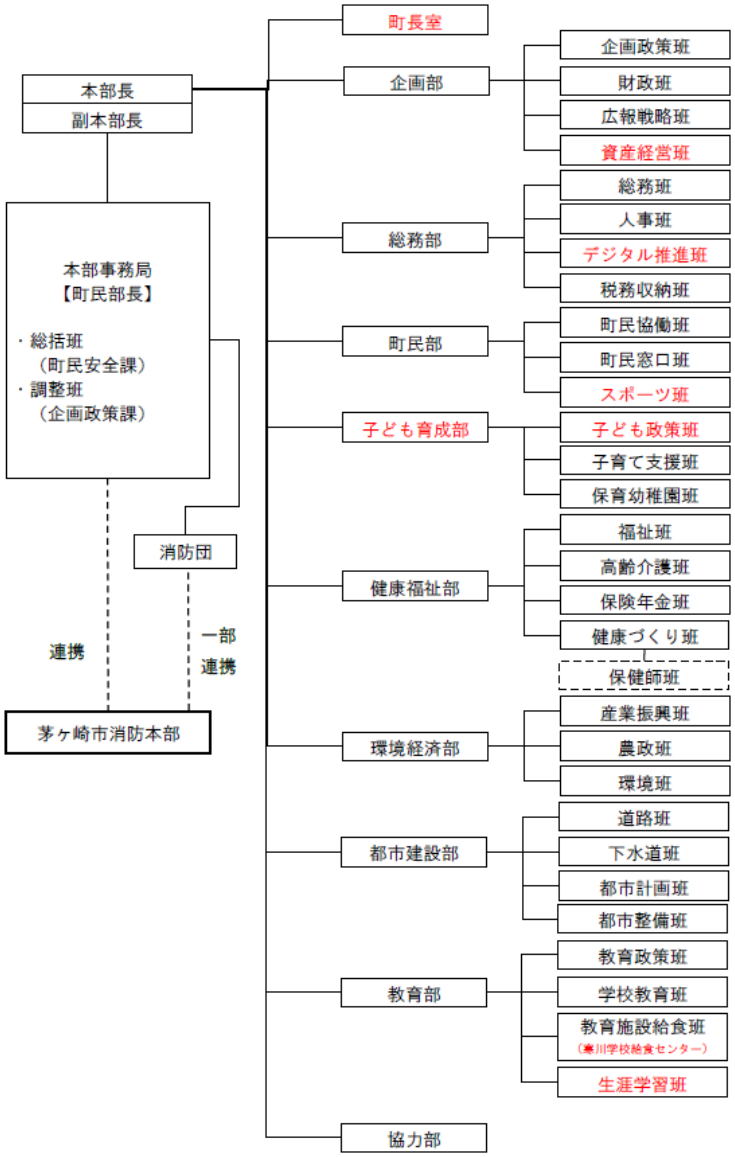	行政組織見直しに伴い修正が必要なため

	災害対策本部組織図 災害対策本部事務分掌	災害対策本部組織図 災害対策本部事務分掌	
P64～67	別添「災害対策本部事務分掌【新旧対照表】」を参照		
	～略～ 第２節　災害情報の収集及び伝達 第１～第３　（略） 第４　災害広報 １　（略） ２　広報手段 広報手段は、次のとおりである。 （１）～（２）　（略） （３）　本部からの町民等への広報 町は、次の通信手段を活用して直接、町民等に情報を発信する。 ア～ウ　（略）	～略～ 第２節　災害情報の収集及び伝達 第１～第３　（略） 第４　災害広報 １　（略） ２　広報手段 広報手段は、次のとおりである。 （１）～（２）　（略） （３）　本部からの町民等への広報 町は、次の通信手段を活用して直接、町民等に情報を発信する。 ア～ウ　（略）	
P71	エ　SNS（LINE、ツイッター、フェイスブック等）	エ　SNS（LINE、X~~ツイッター~~、フェイスブック等）	誤記
	～略～ 第４節　避難対策 ●対策の体系と担当	～略～ 第４節　避難対策 ●対策の体系と担当	
P76	項目 / 町担当 / 関係機関 （略） （略）　（略）	項目 / 町担当 / 関係機関 （略） （略）　（略）	行政組織見直しに伴い修正が必要なため

第３　避難誘導等	子育て支援班、保育幼稚園班、学び推進班、スポーツ班、福祉班、高齢介護班、保険年金班		
第４　避難場所等の開設	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班		
第５　避難所の運営	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班（その他関係する班）		
～略～			
第９　外国人対策	学び推進班		

第１　（略）

第２　避難指示等の発令

１　（略）

２　避難指示等の周知

（１）　（略）

（２）　対象の町民等への周知

町は、次の方法で避難指示等を対象の町民等に周知する。

第３　避難誘導等	子ども政策班、子育て支援班、保育幼稚園班、~~学び推進班、スポーツ班、~~福祉班、高齢介護班、保険年金班		
第４　避難場所等の開設	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班（寒川学校給食センター）、生涯学習班		
第５　避難所の運営	総括班、調整班、教育政策班、学校教育班、教育施設給食班（寒川学校給食センター）、生涯学習班（その他関係する班）		
～略～			
第９　外国人対策	町民窓口班~~学び推進班~~		

第１　（略）

第２　避難指示等の発令

１　（略）

２　避難指示等の周知

（１）　（略）

（２）　対象の町民等への周知

町は、次の方法で避難指示等を対象の町民等に周知する。

P78	ア～ウ　（略） エ　SUS（LINE、ツイッター、フェイスブック等）	ア～ウ　（略） エ　SUS（LINE、X~~ツイッター~~、フェイスブック等）	誤記

	オ～キ　（略）	オ～キ　（略）	
	～略～	～略～	
	第５　避難所の運営	第５　避難所の運営	
	１～４　（略）	１～４　（略）	
P80	５　新型インフルエンザ等感染症対策 町は、新型インフルエンザ感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。	５　~~新型インフルエンザ等~~感染症対策 町は、~~新型インフルエンザ~~感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。	文章の簡略化
	～略～	～略～	
	第７節　文教対策	第７節　文教対策	
	●対策の体系と担当	●対策の体系と担当	
P90	項目 ／ 町担当 ／ 関係機関 （略） ／ （略） ／ 第２　応急教育 ／ 教育政策班、学校教育班 ／ （略） ／ （略） ／ 第４　文化財の保護 ／ 教育政策班 ／	項目 ／ 町担当 ／ 関係機関 （略） ／ （略） ／ 第２　応急教育 ／ 教育政策班、学校教育班、生涯学習班 ／ （略） ／ （略） ／ 第４　文化財の保護 ／ 生涯学習班~~教育政策班~~ ／	行政組織見直しに伴い修正が必要なため
	～略～	～略～	
	第８節　緊急輸送	第８節　緊急輸送	
	●対策の体系と担当	●対策の体系と担当	
P92	項目 ／ 町担当 ／ 関係機関 第1　交通の確保 ／ 道路班、倉見拠点づくり班、都市整備班 ／ （略）	項目 ／ 町担当 ／ 関係機関 第1　交通の確保 ／ 倉見拠点づくり担当班、道路班~~、倉見拠点づくり班~~、都市整備班 ／ （略）	行政組織見直しに伴い修正が必要なため

第2　緊急輸送	総括班、調整班、財産管理班、都市計画班		

～略～

第10節　ライフラインの応急復旧活動

●対策の体系と担当

P96

項目	町担当	関係機関
（略）		（略）
第2　下水道施設	下水道班、倉見拠点づくり班、都市整備班	
（略）		（略）
（略）		（略）
（略）		（略）

～略～

第１３節　災害ボランティア活動支援

第１　（略）

第２　災害ボランティアの受入れ

１　ボランティアの受入れ

P106

災害ボランティアセンターは、…（略）…。なお、新型インフルエンザ等感染症が流行している場合、…（略）…。

～略～

第１５節　二次災害の防止

第2　緊急輸送	総括班、調整班、総務班~~財産管理班~~、都市計画班		

～略～

第10節　ライフラインの応急復旧活動

●対策の体系と担当

項目	町担当	関係機関
（略）		（略）
第2　下水道施設	倉見拠点づくり担当班、下水道班、~~倉見拠点づくり班、~~都市整備班	
（略）		（略）
（略）		（略）
（略）		（略）

～略～

第１３節　災害ボランティア活動支援

第１　（略）

第２　災害ボランティアの受入れ

１　ボランティアの受入れ

災害ボランティアセンターは、…（略）…。なお、~~新型インフルエンザ等~~感染症が流行している場合、…（略）…。

～略～

第１５節　二次災害の防止

行政組織見直しに伴い修正が必要なため

文章の簡略化

<table>
<tr><td>P109</td><td>●対策の体系と担当
<table><tr><th>項目</th><th>町担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第１　水害対策</td><td>道路班、倉見拠点づくり班、都市整備班</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="3">～略～</td></tr></table>～略～
第１６節　被災生活の支援
第１～第２　（略）
第３　応急仮設住宅
（略）
１　（略）
２　建設型応急仮設住宅</td><td>●対策の体系と担当
<table><tr><th>項目</th><th>町担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>第１　水害対策</td><td>倉見拠点づくり担当班、道路班、~~倉見拠点づくり担当~~、都市整備班</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="3">～略～</td></tr></table>～略～
第１６節　被災生活の支援
第１～第２　（略）
第３　応急仮設住宅
（略）
１　（略）
２　建設型応急仮設住宅</td><td>行政組織見直しに伴い修正が必要なため</td></tr>
<tr><td>P113</td><td>県は、町が提出した建設候補地の中から建設候補地を選定する。仮設住宅の建設は、県が実施し、必要に応じて、工事の監督を町に委任する。
町は応急仮設住宅への入居者の募集及び選考について、県と協力して行う。この際、要配慮者優先の観点等から入居者の優先順位を設定して選考する。
～略～</td><td>県は、町が提出した建設候補地の中から建設候補地を選定する。仮設住宅の建設は、県が実施する~~し、必要に応じて、工事の監督を町に委任する~~。
町は応急仮設住宅への入居者の募集及び選考を実施する~~について、県と協力して行う~~。この際、要配慮者優先の観点等から入居者の優先順位を設定して選考する。
～略～</td><td>前回県防災会議からの指摘事項</td></tr>
<tr><td>資料編</td><td colspan="2">（雨水出水浸水想定区域における要配慮者利用施設を新規追加）
※別添「【資料編抜粋】洪水・内水（雨水出水）時、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設」を参照。</td><td>雨水出水浸水想定区域の指定に伴う修正及び時点</td></tr>
</table>

	～略～	～略～	修正